

エネルギー供給対策—とくに自然エネルギー対策について

1. 「新エネルギー」という言葉

- 1980 年以來の「石油代替エネルギー」が起源であり、今日の政策目標に合致しない。
- Renewable なのに含まれていないもの（小水力、地熱）、Renewable ではないのに含まれているもの（ゴミ発電）、そもそもエネルギー資源ではないもの（クリーンエネルギー自動車、コージェネレーション）が混在し、政策目標としても不適切。
- 国際的な共通定義となっている「New renewable」＝「新しい自然エネルギー」へと、用語と定義を見直すことが必要

2. 「3つの市場」に分けた政策立案の必要性

- 「新エネルギー対策」という一括りではなく、以下の「3つの市場」に分けた対策を組み立てることが必要
 - ✓ 電力分野
 - ✓ 熱利用分野（暖房、給湯）
 - ✓ 交通分野（燃料）
- その上で、それぞれ市場を活用した実効的かつ革新的な政策が必要

3. 電力分野

- 電力分野は、経団連の自主行動計画で2割改善するとしていた原単位の目標を、原子力の状況にかかわらず、達成すべきである。産業需要の低迷という言葉は責任のすり替えであり、景気拡大によって増大の原因となる。
- そのためには、以下の2つの追加施策が必要。
 - ✓ 自然エネルギーのさらなる拡大のために、新エネ RPS 法の 1.35%の上乗せ分とし、「温暖化対策枠」を設ける
 - 1.35%の外枠として、「温暖化対策枠」の自然エネルギー購入枠を設ける。
 - 新エネ RPS 法は、法制度上、変更できないため、「温暖化対策枠」については、議員立法で提案のあった固定価格制度による購入とし、電力のみ価格との差額を石油特会にて補完する
 - ✓ 電力分野への直接的な施策による省電力として、「温暖化対策省電力課徴金制度」を設ける
 - 一人当たりの電力消費量に応じて累進的な課徴金を取り、これを課徴金プールとして、省電力の人に割り戻す制度。
 - 料金制度が自由化されることに対応して、デンマークで提案された。

4. 熱利用分野（暖房、給湯）

- ・ 熱利用分野では、電力や灯油による暖房・給湯に代えて、太陽熱やバイオマス熱利用を推進するための政策を練る。家庭用ガスコジェネも対象とする。
- ・ 方策としては、
 - 初期投資ゼロの枠組みを作る
 - * ユーザーは初期投資ゼロで自然エネルギー暖房・給湯（ガスコジェネを含む）を導入し、ランニング費用で回収する枠組みを作る。
 - 初期需要を拡大するために、石油特会による機器補助を行う
 - 灯油に対しても「温暖化対策課徴金」を設け、自然エネルギー暖房・給湯（ガスコジェネを含む）の導入者に割り戻す

5. 交通分野（燃料）

- ・ 欧州に倣って、バイオ燃料の導入目標を作る。
 - 目標値
 - * 2005年 2%
 - * 2010年 5.75%
 - * 2020年 20%（あらゆるクリーン燃料）
 - 対象のバイオ燃料
 - * バイオエタノール
 - * バイオディーゼル
 - * バイオガス
 - * バイオメタノール
 - * バイオDME
 - * バイオETBE(ethyl-tertio-butyl-ether)
 - * バイオMTBE(methyl-tertio-butyl-ether)
 - * 合成バイオ燃料
 - * バイオ水素
 - * 植物油（プラントオイル）ーエステル化せずに利用
- ・ 欧州の政策措置は、バイオ燃料に対するあらゆる税の減免だが、日本で導入が困難な場合には、バイオ燃料 RPS を検討する
 - 輸送燃料販売者に対して、一定比率のバイオ燃料販売を義務づけ、証書取引で合理化
 - バイオ自動車の初期需要拡大のために、バイオ自動車への補助金（購入、改造）を拠出

以上